

(様式2表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名	子育て政策課	No. 7
許認可等の内容		小児医療費助成に係る医療証の有効期間の更新		
根拠法令及び条項		小田原市小児医療費助成条例施行規則第9条第2項		
審 査 基 準	関係条項	小田原市小児医療費助成条例第2条第1項、第3条及び第4条第2項から第4項まで 小田原市小児医療費助成条例施行規則第4条から第6条まで		
	基準 (未設定の場合はその理由)	15歳に達した日以後の最初に到来する3月31日を過ぎた小児の保護者からの申請を受け、当該小児が次に掲げる要件を全て満たすと認めるときは、医療証の有効期間を更新します。 (1) 中学校の課程等を修了していないこと。 (2) 「小児医療費助成に係る医療証の交付」の審査基準を満たすこと。		
	参考事項			
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)		
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数14日 (休日は含まない。)		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)		

(様式2裏面)

審 査 基 準	基 準	
------------------	--------	--